

(指導・助言等義務)

## 21. 東京高裁 平成17年3月31日判決

(原判決一部変更：賠償額 918,492,848 円、東京高裁平成16年(ネ)105号)

金融・商事判例1216号6頁、TAINSコードZ999-2033

税制改正により相続税対策としての効果がなくなったことの説明義務違反があるとされた事例

### 《事実の概要》

昭和63年の税制改正により、相続開始前3年以内に取得した土地建物の相続税の課税価格については、その取得価額により評価するものとされた。

被控訴銀行Yの行員Zは、この改正内容を知っていたが、控訴人Xにもその父親に対してもその説明をせず、借入金により本件不動産を購入し、賃料収入を融資利息及び元金の返済に充てるという相続税対策の説明をしたにとどまった。

平成2年3月30日、父親は、Yと本件各消費貸借契約を締結して10億円の融資を受けた。平成3年8月14日、父親が死亡し相続が開始された際、Xは税制改正がなされていたことを知り、本件相続税対策が無意味であることを知った。

平成14年7月12日、Xらは本件不動産を1億7,000万円で、同月18日自宅不動産を1億3,800万円で売却し、債務の一部弁済に充てた。

控訴人Xは、被控訴銀行Yの行員Zが、融資を行う際(平成2年3月)、Xがこの改正内容を知らないことを認識しながらそのことを告げずに、相続税対策としての融資を受ける意思決定をさせたことが詐欺に当たるとして損害賠償を求めた。

また、不動産取得後3年経過後でなければ相続税対策が有効にならないことを知らされていれば、このような意思決定をしなかったところから、本件各消費貸借契約は錯誤に基づくものであり、無効であると主張した。

### 《控訴審判決の要旨》

裁判所は、被控訴銀行Yの行員Zが、Xらがこの改正内容を知らないことを認識しながらそのことをXらに告げずに、相続税対策としての融資を受ける意思決定をさせようとしたと認めるに足りる証拠はないとした。

また、錯誤の主張についても、3年の期間中に被控訴銀行Yの行員Zに対して相続税対策が有効であるとの控訴人の認識が表示されたと認めるに足りる証拠がないとした。

詐欺及び錯誤について、取り消し得べき行為について、取消権者が追認したときは、初めから有効とされるところ、控訴人Xらは追認したと認められるとした。

しかしながら、行員Zらは、本件各消費貸借契約締結までの間に、税制改正により父親が不動産取得後3年以内に死亡した場合には、相続税対策としての効果がないことを説明すべき信義則上の義務があったというべきであり、被控訴銀行Yはその事業の執行につき、行員らが第三者に加えた損害につき、使用者として不法行為による損害賠償責任があるとした。